令和８年７月１日

千葉県教育庁財務課育英班

令和８年度千葉県公立高等学校等奨学のための給付金の御案内

千葉県では、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、国公立高等学校等に在学する高校生等のいる一定の要件を満たす世帯に、「奨学のための給付金」を給付しております。

【給付要件】
令和８年７月１日現在、次の全ての要件を満たしている保護者に支給されます。
(1) 高等学校等就学支援金、高校生等・新修学支援、学び直し支援金又は専攻科支援金の受給資格を有する高校生等がいること。
(2) 以下のいずれかに該当する世帯であること。
①生活保護受給世帯
②保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 182,500 円未満の世帯
③（専攻科に在学する生徒の場合）生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 105,500 円未満の世帯、264,500 円未満かつ多子世帯（②を除く。）
※年収 270～490 万円未満程度世帯の区分は、高等学校等就学支援金【新制度】または学び直し支援金【新制度】の受給資格を有する者のみが対象となります。
(3) 保護者が千葉県内に住所を有していること 。
※千葉県外に在住の場合には、在住している都道府県へ申請することとなります。

【給付額】

世帯区分	全日制・定時制	通信制	専攻科
①生活保護受給世帯	32,300 円	32,300 円	―
②非課税世帯 （年収 270 万円未満程度）	143,700 円	50,500 円	50,500 円
③所得割額 105,500 円未満世帯 （年収 270～380 万円未満程度） （②を除く。）	47,900 円	16,830 円	16,830 円
④所得割額 182,500 円未満世帯 （年収 380～490 万円未満程度） （②及び③を除く。）	35,930 円	12,630 円	―
⑤所得割額 264,500 円未満の多子世帯 （年収 380～600 万円未満程度の多子世帯） （②、③及び④を除く。）	―	―	12,630 円

※（専攻科の場合）年収 270～600 万円未満程度世帯の区分は、専攻科支援金【新制度】の受給資格を有する者の金額となります。それ以外の世帯の支給額は 10,100 円となります。

【申請方法】**原則電子申請**
①在学する学校に申請希望の旨をお伝えいただき、「ログインＩＤ」の交付を受けてください。なお、他の申請等で既にログインＩＤをお持ちの方は、そのＩＤをそのままご使用いただけますので、学校への依頼は不要です。
②「ログインＩＤ」に記載の二次元コードから、「奨学のための給付金電子申請システム」にアクセスしていただき、利用申込→ログインの順に進み、申請を完了してください。
※やむを得ない理由により電子申請ができず、紙による申請を希望される場合は、各学校へお問い合わせください。なお、紙による申請の場合、電子申請よりも給付が遅くなります。

【電子申請に必要な書類】

必要書類	給付区分		
	① 生活保護 受給世帯	②③④ 生活保護受給 世帯**以外**	⑤ 所得割額 264,500円未満 の多子世帯
ログインＩＤ	○	○	○
マイナンバーカード ・保護者等全員分が必要 ・生活保護受給世帯の場合、高校生等本人のマイナンバーカードも必要	※１	※１	※１
マイナンバーが確認できる書類及び本人確認書類	※２	※２	※２
高校生等本人の国籍が分かる書類 ・住民票又は在留カードの写し ・住民票はマイナンバーの記載がないもの ・在留資格が「家族滞在」の場合、日本の小中学校の卒業証明書の提出が必要	○	○	○
通帳等の写し ・銀行名・支店名・口座名義人・口座番号が確認できるもの	○	○	○
令和８年度（令和７年分）課税証明書 ・保護者等全員分が必要	－	※３	※３
生活保護受給証明書 ・令和８年７月１日以降に福祉事務所等で発行されたもの ・生業扶助を受給していることが記載されたもの	※３	－	－
在学証明書	※４	※４	※４

※１　マイナポータルを利用して申請する際に必要
※２　マイナポータルが利用できず、マイナンバーを学校に提出する際に必要
※３　証明書をアップロードして申請する際に必要
※４　千葉県外の国公立高等学校等に在学する場合に必要
※５　その他家庭の状況等により追加で添付書類が必要となる場合があります。

【申請期限】

令和８年７月３１日（金）

【給付予定時期】

令和８年１０月末（予定）

※書類の修正をしていただく場合等、給付が遅れることがあります。

提出・お問い合わせ先
千葉県立市川昴高校　事務室　８：３０～１６：３０
本校ＨＰのお問い合わせフォームからお願いいたします。